

第4章

タイの市場化と立法の動向

本章は、タイにおける企業活動に関する法令の制定・改廃の動向を概観し、「市場化」に対するタイの法的対応を整理しようとするものである⁽¹⁾。ここで市場化とは、市場メカニズムを重視した経済システムへの転換とそのためには法・制度や政府の役割を見直していく過程ととらえることとする。

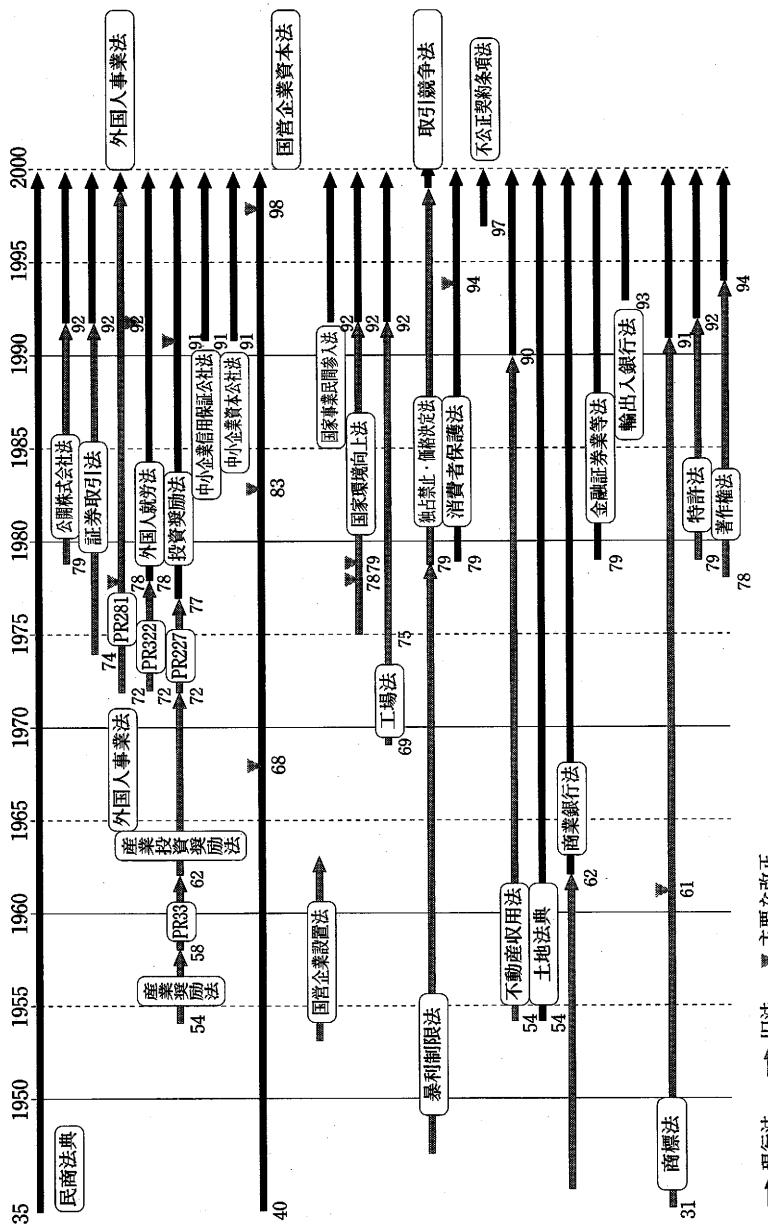
本章は二つの部分に分かれている。第1は、企業関係法制の展開を概観し、1990年代以降がタイにとっても大きな法改革の段階であることを確認する。第2は、通貨・経済危機以後の法改革のなかで、経済再建11法の一部として論争の多かった破産法、外国人事業法、ならびに11法には含まれなかつたが市場化に関する最も重要な法令である取引競争法についてその内容を紹介することとする。

I 企業法制の展開

1. 序

表1は、1940年代からの主要な企業関係法令の制定・改廃をまとめたものである。タイの法律には、旧法を廃止する条項がおかれるため、法令間の継承関係がわかりやすい。この表からわかるように現在適用されている企業関

表 1 企業法の展開



係法令は、70年代に制定されその後改正を加えられたものか、あるいは70年代に基本となる法律が制定され、90年代に新法に置き換えられたものが多いことがわかる。この意味で、現在の企業法制の基本的枠組みは70年代に形作られたということができる。以下、各時代について立法の特色を簡単に概観することとする。

植民地とならなかつたタイにおいても近代西欧法の導入は、欧米列強との不平等条約の撤廃を目的とした近代的な司法制度の確立や法典編纂という形で始まつた。民商法典は、1925年から35年に公布されたほか、刑法典、刑事訴訟法典、民事訴訟法典、歳入法典などが公布された。

近代市民法が導入されたこの時代は、同時に統制色の強い経済政策がとられた。公企業中心の政策が採用され、1953年には国有企業設置法が制定された。

1957年のクーデタによって実権を握ったサリット政権（首相、1958～63年）は開発独裁と呼ばれる強権的な政治を行つたが、タイの経済政策は世銀の調査団の勧告に従い、それまでの公企業中心から民間中心・外資奨励へと大きく転換した。サリット時代には諸制度の基礎が形作られたことが指摘されているが⁽²⁾、投資法⁽³⁾の制定・改正が繰り返されたものの、企業活動法全体についてみれば、法整備は必ずしも進展しなかつた。企業活動法の発展は、サリットによって開始された開発によって民間セクターの成長がみられた70年代以降のことである。他方、経済発展は社会の多様な階層・集団の分化をもたらし、73年の学生革命により軍事政権が崩壊し、短命ながら最初の民主化運動が起つた。

(1) 1970年代の発展

1970年代は、世界的な経済ナショナリズムの高揚を反映して、諸立法の外資規制色が強かつた。外資導入は工業化政策の重要な手段であると同時にナショナリズムの高まりのなかで最も揺れ動いた問題であった。72年外国人事業法（革命団布告⁽⁴⁾281号）や外国人就業法（革命団布告322号を改正）など規制

色の強い立法が行われた一方で、70年代後半になると77年投資奨励法が制定された。

1970年代は投資法以外の分野でも重要な立法がみられた。例えば、公開株式会社法（78年）、商業銀行法（全面改正79年）、証券業等法（79年）、商標法、著作権法などが制定された。

1970年代後半には、国民の政治参加への意識の高まりがさまざまな市場補完型の法整備を促したことにも注目できる。例えば、国家環境質向上法、労使関係法、労働裁判所法設置・労働事件手続法（79年）、独占禁止・価格決定法（79年）、消費者保護法（79年）が制定された。

経済の高度化のための資本市場の整備をめざした1978年証券取引・証券取引所法、78年公開株式会社法は、経済的な民主化を強く加味したものとなっていた。例えば、公開株式会社には次のような株式分散化要件が課されていた⁽⁵⁾。総発行済株式の50%以上はその0.6%しか保有していない小株主により保有される。残りについても10%以上の保有が認められないとされ、かつ資本額500万バーツ以上とされていた。また、証券取引・証券取引所法にも同様の株式分散化要件があった。さらに、民商法上の株式会社（私会社）は株式の公募と社債の発行が禁止されており、上場が認められるのは公開株式会社だけであった。このような規制のため78年公開株式会社法の下での公開株式会社の設立はほとんど行われなかつた。また、69年工場法は、工場の設置について許可制をとっていた。このような規制は、後述するように92年に制定された公開株式会社法、証券取引・証券取引所法、工場法によって廃止されている。

（2）1990年代前半の法改革

1980年代は上からの民主化といわれた漸進的な民主化が進展する一方で、80年代後半からの外国直接投資の増大を受けて高成長をむかえた。しかしながら、この分野における法律の制定・改正はきわめてわずかであり、法改革が開始されるのは90年代に入ってからのことである。

1980年代末は順調に拡大する経済への自信と国際的な圧力から経済的な自由化も進んだ。例えば90年5月にはIMF第8条国に移行し、金融・為替等の自由化を行った。91年クーデタ後の選挙管理内閣であるアーナン政権においては多様な改革が行われた。こうした改革の多くは80年代から検討されてきたものが多かったと思われる。金融・資本市場の自由化の進展は、皮肉にも金融・経済危機の原因の一つとなった。つまり、自由化の進展に比べて十分な監督体制・法制度の整備が行われず、ヘッジファンドに代表される国際的な短期資金の不動産業などへの流入に対応することができなかった。

この時期の法整備の特色としては次の諸点を指摘することができる。

第1に、1970年代に制定された法律の改正や全面改正（正確には旧法の廃止と新法の制定）が行われたことである。全面改正としては、公開株式会社法（92年）、証券取引・証券取引所法（92年）、商標法（91年）、特許法（92年）、著作権法（94年）、工場法（92年）、国家環境質向上法（92年）といった法律がある。また、改正としては投資奨励法改正（91年）、労使関係法改正（92年）、消費者保護法改正（94年）が行われた。知的所有権関係法の改革は、アメリカの通商法スープ301条による一方的措置や国際的な知的所有権保護の圧力によるものであった。

第2に、社会的公正の確保や経済システムの弊害の除去などを目的とした新しい法律が制定されたことである。例えば、社会保障法（1990年制定。94年に改正）、障害者リハビリテーション法（91年）、不公正契約条項法（97年）、会社等に関する犯罪法（92年）などである。

経済の自由化や対外進出を視野にしたタイ国輸出銀行法（1993年）も制定された。また、民間活力の推進という観点から、国家事業民間参入法（92年）が制定された。

（3）1990年代後半の法改革——金融・経済危機への法的対応

通貨・金融危機の影響からタイは国際通貨基金の融資を受け入れることになり、そのコンディショナリティーとして、構造改革のための法整備を求め

られた。構造改革は既得権にメスを入れるものであって痛みを伴うものであるため反発は強いものであるほか、植民地経験のないタイにとって、IMFの管理下に入ることはタイ国民にとっても強い衝撃を与えた。1998年9月から国会に提出されたいわゆる経済再建11法案は、その象徴として受け入れられ、国会、特に上院による法案の修正が行われたが、その多くは自由化に反対するものであった。

1997年後半以降、タイでは法律の制定・改廃の数が圧倒的に増加している。その理由は、次の三つの法改革の流れが重なったからである。(1)97年7月以降の金融・経済危機への法的対応、(2)92年から続く政治改革関連法、特に97年10月に施行された新憲法の発効に伴う統治関係の法令の制定、(3)90年代初から検討されていた諸改革が漸く法制化したもの。

ここではまず第1の経済危機への対応について概観する。1997年10月に政府は包括的対応策を発表して以降、特に金融システムの復興のための諸法令の制定が行われた。迅速な立法を行うため、緊急勅令が活用された。日本の場合と同様に、金融機関、特に金融会社(finance company)および証券金融会社(finance and securities company)の不良債権処理であった。97年6月26日に16社、8月5日に42社の計58社の金融会社が業務停止命令を受けた。これらの業務停止金融機関の再建と預金者・債権者の保護のため金融再建庁(Financial Sector Restructuring Authority, FRA)が97年10月22日の緊急勅令により創設された。業務停止金融機関については再建計画の提出が義務づけられ、再建が不可能と判断された56社については精算手続きが行われた。

金融機関からの資産・債権の譲渡・売却を迅速に行うため、受け皿として金融機関制度改革機構、資産管理会社などの機関を創設したが、これらの機関への資産・債権の譲渡・売却等について特例措置を設けた。(1)民商法典第306条に定める債権譲渡について債務者への通告義務の免除。(2)破産法の規定の適用免除によって、経営不振の金融機関に対する支援措置が、後の破産手続きにおいて不利益な取扱いを受けることを防いだ。(3)金融機関制度改革法による経営陣の刷新などの公益的観点からの強制的な措置がとられたこと

である。このためにFRAの決定は株主総会決議と同様の効力を認められた。

商業銀行法の改正も行われたが、外国人株主および取締役の比率の規制を緩和するものであった。不良債権の証券化を促すため、「資産証券化特別目的法人」緊急勅令が制定された。破綻した金融機関には金融再建発展基金を通じて多額の公的資金が流れた。同基金の健全化は、金融システムの再建の課題である。

1998年5月7日には四つの緊急勅令が公布された。このうち二つの緊急勅令は、大蔵省に経済危機に対応するための海外からの借り入れ等を行う権限を付与するものであった⁽⁶⁾。

第3の緊急勅令は、商業銀行法を改正した1997年の緊急勅令（第2号）を改正するもので、第6条の2として、基金が業務停止を受けた金融機関に対して、業務停止命令の前後を問わず、保証または金融支援を与えた場合においては、基金は当該金融機関の債務者とみなし、破産法の94条2号が適用されないとした。破産法の規定は、破産者に対して金融支援等を与えた者に対して、破産債権として認めない厳しい内容のものであり、この規定により支援先が破綻した場合に同基金が損害を受ける恐れがあった。

2. 経済再建11法

改革の第2段としては、「経済再建11法案」（表1参照）と呼ばれた11法案が98年9月以降政府により下院に提出された。国会において名称が変更された法案もある。その目的によって分類すると次のとおりである。

（1）債務処理・倒産処理の円滑化

①破産法（第5号）（1999年4月21日公布、翌日施行）（破産手続き・会社

更生手続き改正、後述）

②破産裁判所設置・破産事件手続法（1999年4月8日公布、翌日施行）

（後述）

- ③民事訴訟法典改正法（第17号）（1999年5月3日公布，公布から120日経過後に施行）（少額事件手続きの改正）
 - ④民事訴訟法典改正法（第18号）（1999年5月3日公布，翌日施行）（民事執行手続きの改正）
 - ⑤民事訴訟法典改正法案（上院で改正されたため，下院にて再審議中）
- (2) 外資規制緩和・不動産セクターの再建を円滑化
- ①外国人事業法（1999年12月4日公布，外資参入規制緩和。後述）
 - ②商業・工業目的不動産賃借法（1999年5月18日公布，翌日施行）（商業・工業目的の不動産の長期賃借（30年～50年）の保護，民商法典の特別法）
 - ③区分建物法（第3号）（通称，コンドミニアム法）（1999年4月27日公布，翌日施行）（外国人の建物の区分所有権の規制緩和）
 - ④土地法典改正法（1999年5月18日公布，翌日施行）（外国人土地所有規制の緩和：4000万バーツ以上の投資の場合，1ライ以下）
- (3) 国有企業改革——国有企業資本法（国有企業の民間法人化）（1999年12月16日公布，翌日施行）
- (4) 社会保障関係——社会保障法（第3号）（1999年3月31日公布，翌日施行：受給資格の失効後6ヶ月間延長等）

経済再建11法以外にも中長期的な経済構造改革やWTO等の国際化への対応を目的とした重要な立法が行われている。例えば，1999年取引競争法，99年商品役務価格法，99年アンチダンピング法，99年マネーロンダリング防止摘発法などがある。

II 倒産法制改革

1. 破産法改正

(1) 背 景

倒産法制改革は危機後の早い時期から取り組まれてきた。1997年11月にはチュワン首相が所信表明演説で破産法の改正を行う方針を示し、98年、99年の二次にわたって破産法改正を行った。現行破産法は40年に制定されたものであるが、清算型の破産手続きを定めるだけで再建型の手続きをもたなかつた。経営破綻した企業の再建を進めるため、再建型の手続きが必要とされたため、まず、98年改正によって会社更生手続きが導入された。99年改正では、破産手続きの迅速化や会社更生手続きの見直しが行われた。

破産法改正案も上院特別委を中心とする反対派の抵抗を受けてきた。反対派の基本的主張は、一連の改革による倒産の急増はタイ社会にとってマイナスであり、むしろ債務者に時間を与えるべきであるというものであった。破産はタイにおいては依然として不名誉なことであり、破産者に再起の機会が認められるアメリカ社会とは異なるのであるという。また、債権者の多くは外資であって、倒産法制の改革は外国投資家を利するだけであって、タイ経済のためにならないとナショナリズムに訴える者もあった。

このような反対派に対して、政府は債権者の多くはタイ国内銀行であって、反対派がいうような外資の優遇にはならないと主張し、また不良債権を処理し、経済を速やかに立て直すためには、倒産法制の改革が不可欠であると反論した。破産法の専門家の多くは、改正法案の意図は破産手続きの迅速化にあり、改正により破産事件が急増するようなことはないとし、反対派のキャンペーンを批判した。マスコミでも、上院議員が法案に反対するのは、自己のビジネスが破綻している者が多く、自己保身だとみるものも多い。

(2) 破産手続き

まず手続きの基本的な流れは日本法と同様である。手続きが開始されると、債務弁済、財産譲渡、訴訟提起などの行為は禁止・停止され、裁判所の監督の下に、破産者ないしは更生会社の財産は、管財人の管理におかれる。破産の場合には財産は各債権者に配当され、会社更生の場合には関係者によって合意される更生計画に従って、債務の繰延べなどが行われ、事業が継続されることとなる。日本では弁護士を管財人に弁護士が任命されるが通常であるのに対して、管財人ないしは保全管理人には司法省の職員である財産保全管理官があたることは大きく異なる。

破産申立ては債権者だけに認められ、自己破産は認められていない。申立ての要件は、(1)債務超過にあること、(2)申立債権者の債権合計額が一定額を超えることなどである。債務者が、特定の債権者のための弁済や財産譲渡を行うことや、弁済の回避を目的とした詐欺的な財産譲渡や逃亡などの一定の行為を行った場合には債務超過と推定される。これらの行為は破産行為と呼ばれ、英米法に由来するが、現在ではイギリス、アメリカの破産法にこの概念はない。

申立人の合計債権額の下限は、時代の変化に対応してこれまで改訂されてきたが、1999年改正では大幅な引上げが行われた。改正前は自然人の場合5万バーツ（2000年2月1日現在で1バーツ約2.9円）、法人の場合50万バーツであるのに対して、政府は自然人について50万バーツ、法人について100万バーツとする法案を提出した。これに対して、一連の改革によって破産者が急増することを問題視する反対派は、農民や中小企業などを破産から守るという「弱者救済」を理由として最低債権額のよりいっそうの引上げを主張した。この結果、破産申立てを行う際に必要とされる債権額は、債務者が自然人である場合は100万バーツに、法人の場合は200万バーツとなった。破産裁判所の裁判官によれば、この改正によって破産事件の数は半減するとみられている。

タイ破産法は、配当の原資となる破産財産について拡張主義をとっており、破産宣告後に取得された財産についても、債務者の生活に必要な一定の財産（自由財産）を除いて、破産財産に充当されることになる。1999年改正では、破産財産に充当されない破産者の自由財産の範囲について、就業に必要な家畜、植物、道具についてその上限価格を3000バーツから一挙に10万バーツに引き上げた（政府原案では3万バーツ）。この改正のほうが弱者救済と呼ぶに値するであろう。

重要な改正点としては、否認権の強化がある。否認権とは、破産手続き（会社更生も同様）の申立て前一定期間内に行われた弁済、財産譲渡等の行為をそれが特定の債権者を優遇し（偏頗行為）または財産を隠蔽しようとする（詐害行為）ものであるとして否認し、当該財産の取戻しを認めるものであり、配当の原資となる破産財産を確保するための制度である。これらの行為は、管財官の申立てにより裁判所が取り消すことができる。会社の株主、取締役やその家族などの「債務者の内部者」（インサイダー）は本来、債務超過などの会社の状況についてよりよく知りうる立場にあることから、より厳しい規制を加える必要があるが、改正前はインサイダーに関する規定をもたなかつた。1999年改正で偏頗行為として取り消され得る対象となる期間は、通常の行為が3カ月であるのに対して、相手方がインサイダーである場合には申立て前1年前までの期間とされている。会社更生についてもほぼ同様である。

他の重要な改正点としては、救済融資の促進がある。一般に担保債権者は、担保として供された財産から破産手続きによらずに優先的に弁済を受ける権利（別除権）を認められるが、改正前の第94条2項は、債務者が債務超過にあることを知りながら負担された債務は、一般債権として取り扱われると定めている。この規定は、偏頗行為を規制するものであるが、経営危機に陥った企業に対して救済のための担保をとって融資を行った場合にも別除権が認められず、救済融資を求める際の障害となっているとの批判があった。危機後の緊急勅令では、この規定の適用除外が多く定められた。この改正により「債務者の事業の継続のため債権者が容認した債務」（同条但書）は除外さ

れ、担保債権として優先権を認められることになった。

破綻企業の労働者保護の観点からは、優先債権としての労働債権の強化がはかられた点が注目できる。すなわち、改正前は、財産保全管理命令前2カ月分について1人当たり300バーツを上限とする範囲で優先債権とされていたにすぎなかつたが、改正法では、財産保全管理命令前に受領権の発生している金額について優先権が認められた（第131条6号）。

（3）会社更生手続き

1998年改正で導入された会社更生手続きは、イギリス法のほか、アメリカの会社更生手続き（チャプター・イレブン）を参考にして制定された。更生手続き、公開株式会社、株式会社、パートナーシップなどの法人である債務者のみを対象とし、個人債務者は対象とならない。

更生手続きは、更生申立てによって開始する。申立ての要件としては、(1)債務者が債務超過にあること、(2)申立人たる債権者の合計債権額が1000万バーツ以上であること、(3)特定の業種について監督官庁の許可を得ることである。例えば、金融機関については中央銀行、証券業については証券取引委員会、保険会社については保険局の許可が必要である。破産手続きと異なり、更生手続きでは債務者自身による申立てが認められるほか、前述の監督官庁も申立てを行うことができる。

会社更生は、日本法とほぼ同様に、更生計画の債権者集会による承認、裁判所による認可、更生計画の実施という流れである。日本法では更生申立てが行われた場合、保全管理人が任命され、債務者ないしは旧経営陣が実権を失うのに対して、タイではアメリカ法と同様に、旧経営陣が更生計画の策定・実施を行うことができる。司法省職員である財産保全管理官が保全管理を行うのは破産手続きと同様である。

アメリカ法の特色である申立てに弁済禁止などの効果を認める自動的停止効（オートマティック・スティ）は採用されておらず、申立て受理決定により弁済、訴訟提起の禁止の効力を生ずる。

1999年改正による重要な変更点は、(1)インサイダーに対する否認権の強化(前述)、(2)債権者集会(関係人集会)における更生計画承認にクラム・ダウンの導入、(3)裁判所による更生計画認可基準の明確化である。

更生計画の承認については、更生債権総額の75%以上の賛成が条件とされていたが、1999年改正によって、アメリカ法のクラム・ダウンの制度が取り入れられ、更生計画の承認が容易になった。すなわち、債権者は、大口担保債権者(総債権額の15%以上)、他の担保債権者、一般債権者、劣後債権者に組分けされ、いずれかの組で75%以上が賛成し、かつ全体で債権総額の50%以上の賛成が得られる場合には、更生計画は承認される。

会社更生手続きの運用の実態をみると、1998年4月の施行から99年6月30日現在で25件の申立てがあった。そのうち8件は、債務者が債務超過などとの理由で申立ては棄却された。更生申立てが受理され、更生計画が認可され、実施段階にあるのはアルファテック社(半導体製造等)とモダーンプラスティック社の2件である。更生計画の作成にあたるのは、当初は大手コンサルタント・会計事務所等が多かったが、最近では債務者ないしは旧経営陣が更生計画のイニシアティブをとる例が増えている。現在の制度では必ずしも経営を奪われないことが理解されるようになり、積極的に利用しようとする企業が増えているとみられる。他方で、債務者自身が会社更生をリードする場合には、債務繰延べなどの側面だけが取り上げられ、破綻原因となった経営の体質が改善されないという問題もある。なお、会社更生手続きを担当するため、司法省民事執行局に会社更生事務所が設置されている。

2. 破産裁判所設置・破産事件手続法の概要

「破産裁判所設置及び破産事件手続法」は経済再建11法の一つとして、1999年4月8日に公布された(翌日施行)。30カ条からなり、章構成は、第1章「破産裁判所」、第2章「破産裁判所の裁判官」、第3章「破産事件手続き」(第1節 初審裁判所における手続き、第2節 上訴)、「経過規定」である。

破産裁判所は、バンコクに設置される中央破産裁判所と管区ごとに設置される管区破産裁判所に分かれる。中央破産裁判所は1999年6月18日から活動を開始している。管区破産裁判所は法律によって設置されるが、まだ設置されていない。管区破産裁判所のない管区については中央破産裁判所が管轄を有する（第30条）。破産裁判所は、司法裁判所規程上の初審裁判所⁽⁷⁾とされる（第11条）。

破産裁判所は、破産事件を審理し判決を下す権限を有する（第7条）。この管轄権は破産裁判所に専属し、他の初審裁判所はこれを審理することができない（第8条）。会社更生手続きに関する破産裁判所の判決・決定に対する上訴・抗告は、最高裁判所に対して行われる。これは他の専門裁判所（例 労働裁判所、国際取引・知的所有権裁判所、少年家族裁判所）と同様である。破産事件の迅速な処理のため、公判、証拠調べ、送達等について特別の規定がおかかれている。破産事件においては、特段の事由がある場合を除いて、公判は連続して行われなければならない。審理が終了したときは、裁判所は迅速に判決を下さなければならぬ。当事者が期日に出頭しない場合においても、裁判所の許可を得たか否かにかかわらず、当該当事者は当該期日における審理について知っているものとみなされる（第15条②）。

破産裁判所の判決または命令に対する上訴は、1ヵ月以内に最高裁判所に對して行う（第24条）。上訴された破産事件を扱うため最高裁判所に破産事件部が設置される（第25条）。最高裁判所は、法律上、上訴が禁止される事件についても正義のため必要であり、誤りを正す必要があるときは、上訴を認めることができる（第26条）。

制定過程において、破産裁判所に刑事管轄権をもたせるかどうかが、重要な争点となった。政府提出法案には、刑事管轄権が規定されていなかったが、両院合同委員会において、刑事管轄権をもつように変更が加えられた。刑事訴追において、当該行為がいくつかの条文に違反する場合において、そのうちの条文の一つが破産裁判所の権限内にある場合には、当該事件については

破産裁判所が他の条文の違反についても審理を行う（草案第23条の2）。また、複数の行為が行われる場合には、破産裁判所はその権限内にない行為について他の裁判所に訴訟を提起させることができる（草案第23条の3），としていた。刑事事件について、量刑が最高で3年以下の懲役もしくは6万バーツ以下の罰金またはその両者であるときは、一定の場合を除いて、事実問題について上訴を行うことができないとされていた（草案第24条の2）。上院特別委員会は刑事手続きについては三審制が維持されるべきことを主張し、この結果、刑事管轄権は削除された。

III 競争法⁽⁸⁾

1. 総 説

タイにおける競争政策は、旧法である1979年独占禁止・価格決定法⁽⁹⁾の制定に始まるといえる。この法律は、47年暴利制限法をその沿革としており、消費者の保護のため主要な商品の価格を決定することを主たる目的としていた。そのため、独占規制は、価格統制の適用を前提とするという構造上の問題もあり、これまで適用されたことがなかった。

政府は、1991年に競争政策検討のための委員会を設置し、競争政策に関する法のあり方を検討してきたが、現行の独占禁止・価格決定法が競争による効率化と国際競争力の強化という課題を実現するためには不十分であるとし、新たな立法を提言した。これに基づき99年取引競争法が、同年3月21日に公布された（官報第116巻22号）（公布日から起算して30日後に施行）。同法は、57カ条から成り、その章構成は、第1章「取引競争委員会」、第2章「取引競争委員会事務局」、第3章「独占禁止」、第4章「許可申請及び許可審査」、第5章「損害賠償の訴え」、第6章「上訴」、第7章「罰則」、経過規定である。なお、取引競争法の制定と同時に商品役務価格に関する法律（99年3月

21日公布、翌日施行)が制定され、価格統制はこの法律に引き継がれている。

取引競争法の目的は、(1)自由な事業活動の促進と、(2)事業上の不当な行為の防止とされた(同法の制定理由^⑩)。取引競争法上の事業とは、農業、工業、商業、金融、保険およびサービスにおける活動をいい、また省令に定める他の活動を含むと定義されている(第3条)。

この法律は、商務大臣が主管するほか(金融業については大蔵省も主管)、実施機関として、取引競争委員会(以下、委員会)と取引競争委員会事務局が設置される。委員会は、商務大臣を委員長、商務次官を副委員長とし、大蔵次官、並びに法律学、経済学、商学、経営または行政の分野において知識と経験を有する有識者8人以上10人以下(半数は民間から選出)によって構成される(第6条)。有識者委員の任期は2年である(第9条)。連続して2期を超えることができない(第9条③)。行政手続法の規定は有識者委員の任命に準用される(第10条)。

委員会の権限は、次のとおりである(第8条)(1)省令制定についての大蔵への提案、(2)市場支配力を有する事業者の基準の告示(市場占拠率・売上額)、(3)申立ての審査、(4)捜査・検査のための商品の保管等に関する規則の制定、(5)合併規制に関する基準の告示、(6)事業者に対する行為の抑制・中止・変更命令、(7)共同行為の許可についての様式、規則、手続き、条件の告示、(8)許可申請の審査、(9)関係者・専門家の招請、(10)違反行為の捜査について捜査小委員会の監督等、(11)係官の職務執行についての規則制定、(12)その他法律が定める職務、(13)被害者の告発に基づく刑事手続きの実施、である。

委員会の下に、捜査小委員会、事案別専門家小委員会、諮問小委員会がおかれる。捜査小委員会には、警察公務員または検察公務員が1人、法学、商学、農学または会計について知識と経験を有する公務員4人以下、並びに国内取引局代表(事務局)によって構成される。委員は、刑事訴訟法典上の捜査官と同一の権限を有する。

2. 違反行為類型

旧法（独占禁止・価格決定法）では違反行為類型としては独占しか認めていなかったのに対して、取引競争法は違法行為類型として次の5種類を定めた。

(1) 市場支配力を有する事業者の行為（第25条）

第25条は、市場支配力を有する事業者の行為で、次の四つのいずれかの性質を有するものを禁止する。ここで、市場支配力を有する事業者とは、なんらかの商品または役務の市場において、委員会が内閣の承認を得て定める市場占拠率および売上額を超える一または複数の事業者と定義されている（第3条）。

- (1)商品の売買価格または役務の対価の水準を不当に定めまたは維持すること。
- (2)自己の顧客たる事業者が、他の事業者からの役務、商品の生産、購入もしくは供給を制限し、または商品の購入もしくは販売、役務の受領もしくは提供、または信用の調達の機会を制限するような直接的または間接的な不当な強制の性質を有する条件設定。
- (3)市場の需要よりも量を減らすため、役務、生産、購入、供給、引渡し、輸入を相当の理由なく停止し、削減しもしくは制限し、商品を毀損しもしくは損害を与えること。
- (4)相当な理由なく他の者が行う事業に干渉すること。

(2) 独占または競争上の不公正を生じさせる事業合併（第26条）

第26条は、独占または競争上の不公正を生じさせる事業合併を禁止する。合併には、次の三つの形態が含まれる。

- (1)生産者と生産者の合併、供給者と供給者との合併、生産者と供給者と

の合併または役務提供者と役務提供者間の合併で、一つの存続事業と一つの廃止事業という状況を生じさせ、または新規の事業を生むもの。

(2)経営、指揮監督またはマネージメントの方針の統制のため、資産の全部または一部を取得すること。

(3)経営、指揮監督またはマネージメントの方針の統制のため、株式の全部または一部を取得すること。

(3) 事業者間の共同行為（第27条）

第26条は、いずれかの商品または役務の市場における独占、競争減少または競争制限となる事業者間の共同行為で次に掲げるものを禁止している。

(1)商品販売もしくは役務提供の価格を単一の価格または合意された価格に指定し、または商品もしくは役務の販売提供量を制限すること。

(2)商品もしくは役務の購入価格を単一の価格または合意された価格に指定し、または商品もしくは役務の受注量を制限すること。

(3)市場を専有したまま統制するために合意すること。

(4)一方の当事者に商品もしくは役務の入札をさせるため、または商品もしくは役務の入札において一方の当事者に応札させないため、相互に了解できる性質の合意条項もしくは条件を定めること。

(5)他の事業者が商品もしくは役務を競争して供給しないことにより、それぞれの事業者が当該地域において商品もしくは役務を供給したまゝ供給を減らす地域の分割を定め、またはそれぞれの事業者が商品もしくは役務を供給することのできる顧客を定めること。

(6)それぞれの事業者が商品もしくは役務を購入することのできる地域の分割を定め、または事業者が商品もしくは役務を購入することのできる者を定めること。

(7)市場の需要よりも低く量を制限するため、それぞれの事業者が生産し、購入し、供給し、または役務提供する商品または役務の量を定めること。

- (8) 従前の価格または従前よりも高い価格で供給しながら、商品もしくは役務の品質をそれまでに生産し、供給したまたは役務提供したものよりも低くすること。
- (9) 単一または一つの種類の商品供給もしくは役務提供者として1人の者を任命したまたは委任すること。
- (10) 単一の様式によりまたは合意されたように実施させるため、商品の購入もしくは供給または役務提供に関する条件または実施方法を定めること。

(4) 国外の事業者との事業関係を有する者の行為（第28条）

第28条は、海外の事業者との間に契約、経営方針、パートナーシップ、株式保有等の事業関係を有する事業者の行為で、国内で商品役務を購入し自分で使用しようとする者が海外の事業者から直接に購入する機会を制限するものを禁止する。

(5) 公正な自由競争でない行為（第29条）

第29条は、他の事業者の営業を害し、損害を与え、妨害し、制限する効果を有するか、または他の者に営業させないか、もしくは他の者に廃業させることを目的とした、公正な自由競争ではない行為を禁止する。

3. 構造規制

第30条は、委員会に対して、75%を超える市場占拠率を有する市場支配力を有する事業者に市場占拠の抑制、中止または変更を書面で命ずる権限を付与している。この場合に、委員会は、実行における規則、手続き、条件および期間を定めることができる。

4. 適用除外

この法律は、(1)中央行政、地方行政、地方自治、(2)国有企業、(3)法律が保証する農民団体、協同組合または共同組合連合会で、農民の就業上の利益のための事業の実施を目的とするもの。(4)その他省令で指定する事業については、法律全部または特定の条文の適用が除外される(第4条)。

第25条ないし29条の禁止規定に該当する行為等についても委員会の許可を求めることができる。第30条の構造規制については、委員会による許可の規定はないが、上記の第4条4号による省令による適用除外が考えられる。

5. 違反に対する法的措置

委員会は、第25条から29条の違反行為については31条に基づき抑制、中止または変更を命ずることができる。また、第30条の構造規制についてはとられるべき措置が具体的に法定されていないが、市場占拠率の抑制、停止、変更を命ずることができる。

違反者が法人である場合には、執行取締役、執行パートナー、または当該事案について経営上の責任を有する者は、自己が了知もしくは同意しなかつたか、または違反が生じるのを防止するため適切な措置を講じたことを証明できる場合を除いて、処罰される(第54条)。

6. 損害賠償請求

第25条～29条の違反行為により損害を受けた者は、裁判所に対して損害賠償の訴えを提起することができる(第40条)。かかる訴権は、原因たる事実を知った日または当然に知り得た日から起算して1年間で消滅する(第41条)。消費者保護委員会または消費者保護法上の協会は、消費者または会員

に代わって損害賠償の訴えを提起することができる（第40条②）。

2000年2月1日現在において関係する省令・布告等はまだ制定されていない。構造規制に関する75%の基準を法定化したことや、委員会による許可が認められないことなど、実施にあたってはかなり議論ある問題が残っている。

IV 外資規制法

1. 外資規制の緩和の背景

途上国に限らず各国は外資に対して安全保障、自国産業の保護などを理由にさまざまな規制を行うが、経済発展や経済効率化のため外資の導入は避けは通れない問題である。ナショナリズムが高まった1970年代においては発展途上国において外資規制色の強い立法が行われたが、多くの東アジア諸国においては外資直接投資の増大と輸出産業の拡大を通じて経済成長を実現してきたのであり、外資規制立法を残しながらもしだいに外資規制の撤廃・自由化を進め、また外資を誘致するためのさまざまな投資奨励措置をとってきた。ある程度の経済発展が進むなかで、経済の回復と市場の効率化のため、外資規制のよりいっそうの緩和が課題とされている。また、投資奨励措置は、すでに述べた補助金・優遇税制に対する撤廃の議論の対象となっているのであり、よりいっそうの見直しが行われると思われる。

タイにおける外資関係法制は、外国人事業法による外資参入規制と1977年投資奨励法（91年改正）による投資優遇措置の二つを軸としていた。このうち、外国人事業法については、経済再建11法の一つとして新たな外国人事業法が99年12月4日に公布されている。この外国人事業法と国有企業の株式会社化を目的とする国有企業資本法は経済再建11法のなかでも審議に時間がかかった法令である。大幅な規制緩和を目指した政府法案に対しては、破産法改正などで保守的な姿勢を明確にしてきた上院だけではなく、下院においても

広範な法案修正（多くは規制緩和の後退をもたらす）が行われたことは留意すべきであろう。

旧外国人事業法（Alien Business Law）は通称であり、正確には1972年11月24日付革命団布告第281号である。この法律は70年代の経済ナショナリズムの高揚期に、かつクーデタ政権がない無憲法期に制定されたものであり、規制色の強い内容であった。在タイの外国人商工会議所などが中心になって規制緩和が長年求められてきた。92年9月に成立したチュワン政権は、それまでの革命団布告の処理に着手したが、革命団布告第281号の問題も含まれていた。93年には外国人事業法改正案が提出されたが、政権交代が頻繁に行われるなどの政治状況のため、成立しなかった。

下院における改正点は、(1)最低資本規制について、資産・技術を除く最低資本が300万バーツ以上であることを求めた。(2)制限業種リストの拡大、(3)罰則の強化（懲役刑の導入、罰金額の増加）、(4)委員会の構成員の拡大（消費者保護委員会、教育省、警察事務総局等の参加）などである。上院における最も大きな法案修正は、外国人の定義の改正（規制を受ける法人の範囲の拡大）であった。

2. 外国人事業法の概要

外国人事業法の趣旨は、革命団布告第281号が制定されてから長い時間が経過し、「いくつかの原則が現在の経済、投資および国際取引の状況に適合しないため、タイ国全体の利益となる国内及び海外との事業上の競争を促進するため、当該法律を修正するのが適切であり、並びに国際協定と実施を適合させる」ためであった。新法は、46カ条から構成されるが、章は設けられていない。

この法律の実施のため、「外国人事業委員会」が設置される。旧法においても同名の委員会が設置されることとなっていたがその委員の範囲は限られていた。新法においては構成員の範囲を拡大している。下院における法案修

正において委員会の構成員の拡充が行われた。

外資参入規制に関する重要な論点は、第1に規制を受ける「外国法人」の範囲であり、第2は、かかる外国人が参入を禁止され、または制限される業種の範囲、第3は、適用除外条項である。このほかに初期資本という基準が新たに加えられた。

3. 「外国人」の範囲

1999年外国人事業法第4条の定義規定によれば、「外国人」とは次に掲げる四つのものをいう。すなわち、

- (1)タイ国籍を有しない自然人
- (2)タイ国において登記していない法人
- (3)タイ国において登記した法人で、次に掲げる性質を有するもの
 - (a)当該法人の半分以上の資本たる株式を(1)もしくは(2)の者が保有する法人、または(1)もしくは(2)の者が当該法人の全資本の半分以上の価額を投資する法人
 - (b)有限パートナーシップまたは登録済通常パートナーシップで、執行パートナーまたは取締役が(1)の者であるもの
- (4)タイ国において登記した法人で、(1), (2)または(3)の者により当該法人の半分以上の資本たる株式が保有され、または(1), (2)または(3)に掲げる者が当該法人の全資本の半分以上の価額の投資を行っているもの。

ここで「資本」とは、株式会社の登録資本または公開株式会社の払込済資本、またはパートナーもしくは社員である者が当該パートナーシップもしくは法人に出資した金額もしくは財産価額をいうと定義されている。また、株券を株主に交付する種類の株式は、省令に別段の定めがある場合を除いて、外国人の株式とみなされる。

上記の定義規定のなかで、(4)号は上院での審議において付け加えられたものであり、この修正による影響は大きいと思われる。

4. 参入規制

外国人事業法は、旧法と同様に附属表に列挙された業種については、外国人の参入が禁止ないしは制限される（ネガティブリスト）という方式をとっている。問題となるのは、その対象となる事業の範囲とその営業許可を受けるための手続きである。

旧法では三つの附属表がおかれていた。A表およびB表に定める事業については、外国人が営業を認められるためには許可する勅令（政令）が必要とされ、C表については商業省の取引登記局長に請求して許可証を取得することが必要とされた（4項）。

この勅令は、1973年と85年に制定された。73年の勅令は、当時の投資奨励法である革命団布告第227号による外資促進政策に適合させ、外国の資本と技術を導入するため、B表に掲げる業種について外国人の営業を認めるものであった。85年の勅令は、会議やセミナーなどの開催についてA表、B表に掲げる業種の営業を30日に限って認めるものであった。後者の手続きについてはほとんど用いられたことがない⁽¹⁾。

1999年外国人事業法では、三つの附属表が定められた。すなわち、第1表「特別理由に基づき外国人に営業が許可されない事業」、第2表「国の安全又

表	内 容	許可手続き等
第1表	特別理由に基づき外国人に営業が許可されない事業	外国人には許可されない
第2表	①国の安全および安全保障にかかる事業 ②芸術文化、風俗習慣、および伝統工芸に影響のある事業 ③天然資源または環境に影響のある事業	内閣の許可を得た大臣の認可
第3表	タイ人に外国人と営業において競争する準備がない事業	委員会の承認を得た局長の認可

は安全保障に關係し、又は芸術文化、風俗習慣、地方工芸若しくは天然資源及び環境に影響する事業」、第3表「外国人との営業上の競争にタイ人に準備がない事業」である。当初の政府提出法案では、第2表と第3表をおくだけであったが、規制緩和への反対に対応するため、外国人の参入が許可されない分野を定めた第1表が追加された。

表の変更は、勅令によって変更されるが、第1表および第2表第1章に定める業種の変更は、法律による（第9条）。この表は年に最低1回、委員会によって見直しが行われる（同②）。変更によって禁止業種または制限業種となった事業に従事する外国人は、局長に届け出て、第11条による保証書を請求するものとする（同③）。この場合において、まだ保証書を交付されていない期間においては、許可を受けていない者とはみなされない（同④）。

5. 例外規定

第8条の例外は、営業が絶対的に禁止される国外追放を受けた外国人を除くと、第6条によるタイ国籍をもたないが、タイとの関連性が強い者に対する許可の場合と、第10条による暫定許可、第11条による適用除外、第12条による投資奨励措置、工業団地法等による例外がある。

国際協定等による適用除外と投資奨励措置等による例外は大きな柱であることは、旧法においても同様であった。まず前者については、例えば、アメリカとタイとの1968年友好通商航海条約によって営業するアメリカ人は、外団人事業法の適用から除外される。ただし、次のものについては他国民と同様の取扱いとされた。(1)交通、(2)運送、(3)信託、(4)金銭信託に関する銀行、(5)土地その他の天然資源からの利益の収受、(6)農産物に関する国内取引^⑫。

6. 初期資本

1999年外団人事業法によって新たに導入された規準に初期資本がある。初

期資本とは、外国人がタイ国内で登記した法人である場合においては外国人の資本、または外国人がタイ国において登記していない法人もしくは自然人である場合にはタイ国において事業を開始するときに持ち込んできて使用する金銭、資産または技術をいう（第4条）。

一部業種については一定の初期資本が参入を認める際の基準とされている。小売業・卸売業については一定額以上の初期資本の外国人参入は許可が必要とされている。小売業については全体で1億バーツ以上か各店舗について2000万バーツ以上、卸売業については各店舗の初期資本が1億バーツ以上のものが対象となっている（第3表）。

他方、建設業および仲介・代理業務については、一定額以上の初期資本のものは許可が必要ないとされている。建設業は、第3表の事業に分類され、局長の許可が必要とされるが、例外的に「公共施設又は交通分野における国民に基礎的なサービスを提供するものの建設で、特別の道具、機械、技術又は専門知識を使う必要があり、外国人の最低資本が5億バーツ以上のもの」は除外されるとしている。

同様に、仲介・代理業務には、第3表により営業許可の取得を必要とするが、例外の一つとして、「国内で生産し又は海外から輸入した商品の供給のため、国内及び海外での売買、買入れ、供給又はマーケティングについて仲介または代理で、外国人の初期資本が1億バーツ以上のもの」が除外されている。これらの規定については、該当する外国人は局長の許可なく営業を行うことができると解されるが、現実には要件に該当するかどうか審査が必要となるであろう。外国人事業法についても省令等が出されるまでは、旧法の下での省令が適用される。

まとめ

タイにおける立法の数は従来と比べて飛躍的に増大しつつあり、経済面だ

けでなく政治・社会的側面においても大きな変化の時代をむかえている。経済面では、アジア通貨・経済危機後の緊急措置的な立法の段階から、取引競争法など中長期的な経済構造改革を視野に入れた立法が行われつつあることが特徴的である。こうした改革の指針が「市場化」にあるといえる。他方、国民の側からは「市場化」の意義や諸改革によって生まれる新たな経済政策が国民の生活にどのように影響するのか、まだみえていないように思われる。取引競争法、外国人事業法など今後の具体的な実施・運用の検討が必要となるであろう。本章では検討できなかったが、政治改革に伴う法整備、例えば行政手続法、情報公開法なども経済活動に少なからぬ影響を与えると考えられる。

- 注(1) アジア諸国の企業法制の概要については、谷川久・安田信之『アジア諸国の企業法制』アジア経済研究所、1981年参照。
- (2) 末廣昭『タイの開発と民主主義』岩波新書、1993年。
- (3) タイの投資法の歴的展開については、伊藤禎一『タイの産業投資奨励政策と投資法』アジア経済研究所、1978年。
- (4) 革命団布告とはクーデタ後の無憲法期における主要な立法形式である。クーデタが行われると、多くの場合に憲法は廃止され、国会は解散される。新たな憲法が制定されるまでは、革命団（クーデタ・グループ）によって制定される布告が法律としての効力を有する。布告には、新憲法が制定された後においても法律としての効力を認められている。
- (5) 1978年公開株式会社法については、谷川久・安田信之『アジア諸国』……』236—237ページ。
- (6) 内閣の許可を得て大蔵省が「経済再建のため外国からの借入れを行い」および「金融復興発展基金の支援のために借入れを行い、および借入金を管理する」権限を付与するものであった。大蔵省は、借入れまたは証券発行によって得た資金を国庫に入れることなく用途に用いることができる。
- (7) タイの司法制度は、最高裁、控訴裁判所、初審裁判所による三審制を基本とする。いくつかの専門裁判所は初審裁判所とされる。
- (8) Sutee Supanit, "Economic Law Reform and Competition Policy," in Piruna Tingsabandh ed., *Proceedings of the Regional Symposium 6-9 October 1997, Bangkok and Cha-am, Thailand: Law, Justice and Open Society in ASEAN*, 1998, pp.293-307.

- (9) 翻訳は、安田信之・杉江徹・林薰・ピシェッ・マオラノン訳『タイの経済関係法』アジア経済研究所、1981年がある。
- (10) タイでは法律の最後に法律の簡単な制定理由が付される。
- (11) ピサワート・スコンタパン、パタナコーン・ブットバラムロング『外国人の営業及び就業に関する研究・調査』(Thai Research Fund 全国セミナー『タイ国の外国人労働者導入政策の選択肢：関係者からの事実の研究、法律調査及び国の統治システム研究』(1997年5月26～28日、バンコク) 研究報告書[タイ語]) p.19.
- (12) ピサワート、パタナコーン、同上書、p.18.